

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書を行うためには、乳幼児期から読書に親しむことが肝要です。それには大人達が子どもに言葉をかけたり、自らが本に親しむ等、環境づくりに配慮することが必要であり、また、家庭においてできる限り本の「読み聞かせ」や「おはなし」を継続して行うことも大切です。

このため、生涯学習や家庭教育に関する講座、講演会、研修会あるいは子育て支援のための講座など様々な機会を通じて、子どもへの「読み聞かせ」や「おはなし」や読書の重要性について、保護者の理解が得られるよう働きかけることが大切です。

また、家庭からもインターネットを利用して、情報図書館のホームページ等で、「おはなし会」や行事等の様々な情報を受けることが可能になっていることから、今後とも、「おはなし会」等の積極的な活用を促すとともに、保護者の理解が得られるよう働きかけることが必要になっています。

【推進に向けての取り組み】

子どもの読書活動の推進にとって、親の興味、関心が重要な働きをもつことから、情報図書館や学校・保育所(園)・幼稚園・子育て支援センター等を通して、「読み聞かせ」・「おはなし」や読書の重要性について、保護者に働きかけていきます。

また、地域文庫や家庭文庫と連携を深めるとともに、子育て支援ネットワークの活動を通して、「読み聞かせ」・「おはなし」の大切さ等についての理解の充実に努めます。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動については、様々な意義がうたわれていますが、大切なことは、家庭、保育所(園)、幼稚園、小・中学校、高等学校において、一人ひとりの個性や発達段階に応じた読書習慣が確立されることです。そのためには、子どもたちが本に接するための様々な場面が求められています。

小・中学校は平成14年度から、高等学校は平成15年度から学習指導要領が改訂され、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育

むために様々な取り組みが行われています。

各学校では、子どもの「確かな学力」の向上と「豊かな心」の育成を目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しています。

このような中で、読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことのできないものであります。学校において読書習慣を身に付けさせ、読書活動を推進することは、子どもの健やかな成長を促し、「生きる力」を育むためにも大変重要です。

【推進に向けての取り組み】

保育所（園）や幼稚園における子どもの読書活動の推進

絵本や童話の言葉の楽しさ、美しさ、内容のおもしろさ等にふれることが、その後の読書の基礎となる言葉の力を育みます。このことから、保育所（園）や幼稚園においては、絵本や童話等の読み聞かせを通してイメージをふくらませ、想像して楽しむ経験を重ねることが大切です。

情報図書館では、毎月各園に「じどうしつだより」を送付しています。

また、定期的に「おすすめえほん」リスト（2種類）を発送し、情報提供に努めます。

市内の保育所（園）、幼稚園では日々の活動の中で、「読み聞かせ」等を行い、絵本等に親しむ機会を設けるとともに、家庭で親から読んでもらうことの楽しさを体験できるように、絵本の貸出しを実施します。

また、保育所（園）や幼稚園で行っている未就園児を対象とした「おはなし会」や園開放において、保護者等に対して、読み聞かせ等の大切さや意義を広く訴え、理解と協力を得るように努めます。

児童生徒の読書習慣の確立 / 読書指導の充実

読書活動の推進を図る上で、小・中学校において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることは大変重要です。

このため、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して学校図書館の活用を図るとともに、読書に親しむ態度の育成に努めます。また、読書活動の推進や「朝の読書活動」等の校内一斉読書等様々な活動を推進していきます。

また、学校支援ボランティア等による読み聞かせ活動を展開し、読み聞かせに使用した本や類似本を紹介したり、読書月間、読書週間を設定する等、本に対する興味や関心を高めるための活動の充実を図っていきます。

○障がいのある子どもの読書活動の推進

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるように、各学校では障がいの種別や程度に応じた選書や読書環境の工夫、読書時間の設定、視聴覚機材の活用、学校支援ボランティア、教職員、図書館司書等による「読み聞かせ」の実施等に努め、読書活動の推進を図ります。

また、情報図書館では、大型絵本の収集のほか、朗読ボランティア、点字ボランティアの協力により、本を朗読してカセットテープに吹き込んだ「録音図書」や「点訳図書」を作成するとともに、来館が困難な方に宅配サービスを行う等、引き続きサービスの充実に努めます。

学校関係者の意識高揚

これまでの読書活動への取り組みは、教員一人ひとりの意識、関心によるところが大でした。読み聞かせや朝の読書等の取り組みも広がってきていますが、教員の読書に対する意識を一層高めていくことが求められています。

市内校への学校図書館担当者の配置や司書教諭の発令、校内一斉の読書活動の広がり、教科や総合的な学習の時間等における調べ学習等により、教員の読書に対する意識も高まってきていますが、さらに、司書教諭、学校図書館担当者を中心として校内の読み聞かせ会の充実に努め、学校図書館の活用や読書活動の促進方策等について情報交換や研究協議を積極的に行い、司書教諭をはじめとする教職員の意識の高揚に努めます。

また、児童生徒の自主的な読書活動の推進、学校図書館の一層の活用を図るため、司書教諭や学校図書館担当教諭を中心として学校全体、教職員全員で取り組む校内体制づくりを推進します。

さらに、子どもの読書の発展につながる研修会への参加を促し、教職員の指導力の向上を図り、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。

家庭、地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくために、学校がPTA活動を含め家庭、地域と連携して積極的に読書活動を推進します。

また、学校支援ボランティアによる読み聞かせ活動を積極的に取り入れ、各学校が家庭、地域と連携して地域人材の活用を図るとともに、家庭での読書活動の習慣化について啓発に努めます。

(3) 情報図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、豊富な図書資料の中から自分の読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさと喜びを知ることができる場所であり、必要な情報を調べたり、知識を得たりすることができる場所でもあります。また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択する場所でもあります。そのため、魅力的な資料の収集や行事を行い、来館する子どもや保護者に対するサービスだけでなく、情報図書館を利用していない子どもや利用できない子どもや保護者にも、広く読書の楽しさや情報を伝えていくことが大切です。

また、乳幼児への図書館サービスは、子どもの読書習慣の形成に関わりをもつものであり、子育て支援の一つです。子育て支援事業と連携協力しながら、一層充実させていく必要があります。

平成15年(2003年) OECD(経済協力開発機構)が世界の加盟国・地域の15歳を対象に行った学習到達度調査では、日本の高校1年生の「読解力」は世界で14位、前回(2000年)の8位からさらに後退していません。1位となったフィンランドでは、図書館で月1回は本を借りる生徒が44%、これに対して日本では19%にすぎません。さらに、小説など長く複雑な文章を読む生徒の割合は、各国平均が22%に対して、日本ではわずか3%と世界の最下位でした。

読書離れが著しい中・高校生世代を対象としたヤングアダルト図書の充実も必要となります。

また、障がいのある子どもへのサービスとして、必要な資料(大型活字本、録音図書、点訳図書等)を収集提供し、子どもの読書環境を整備していくことが必要です。

また、情報図書館における中学生のキャリア教育(職場体験)や高校生のインターンシップ(就業体験)を通して、図書館業務を理解し図書館利用を活性化していくことも必要となります。

【推進に向けての取り組み】

「おはなし会」は、子どもの読書活動の推進の一環として大変重要であり、ボランティアサークル等の協力を得ながら、内容の充実に努めます。

また、団塊世代の大量定年時代は、裏を返すと強力なボランティア人材の宝庫であり、読み聞かせの出来るボランティアを養成し、引続き内容の充実を図ります。男性の読み手は、女性とまた違った良さが発揮されるものです。さらに、読み聞かせの学校ボランティアの場などへの進出を支援します。

また、子どもに薦めたい本のリストの作成、配布及び本の展示等に関しても、これらの事業を通して子どもの読書活動を多方面に支援します。また、中・高校生世代の読書推進のためにヤングアダルトコーナーの充実に努めるとともに、障がいのある子どもへの必要な資料(大型活字本、録音

図書、点訳図書等)の収集提供を図ります。

また、情報図書館における中学生のキャリア教育(職場体験)や高校生のインターンシップ(就業体験)を推進し、中高校生の図書館利用や読書活動への理解を促し、図書館利用の活性化に努めます。

おはなしいっぱい
10周年記念「初心者
のための読み聞か
せ講習会」の様子



(4) 保健センター等における子どもの読書活動の推進

市の保健センターでは、これまでの1歳6か月児健診と3歳児健診での絵本の読み聞かせに加え、4か月児健診で訪れる親子に絵本を読み聞かせる「絵本ふれあい事業」を「風の子文庫」「おはなしなあに」「みんなで育てよう子ども達の会」といったボランティアグループや「情報図書館」の協力を得て、平成16年11月からの試行期間を経て、平成17年4月から本格的にスタートさせました。「絵本ふれあい事業」は、親と子のふれあいが目的でもあり、子育て支援の一端を担っています。

また、このほか「放課後児童会」「児童センター」「子育て支援センター」などにおいても、読み聞かせ活動が展開されています。

「子育て支援センター」では、読み聞かせのほか、絵本の貸出しも実施しています。

【推進に向けての取り組み】

子どもの読書についての理解が得られるよう保護者に働きかけることが大切です。そこで、乳幼児健康診断等の子どもと保護者が集る機会を利用して、ボランティア等が絵本の選び方の指導や読み聞かせをし、子どもの読書活動の推進を図ります。また、家庭教育や子育て支援のための講座等を通じて、家庭や地域での読み聞かせや子どもが読書を楽しむ時間を持つ意義についての理解の促進に努めます。

さらに、平成17年4月から本格的にスタートした4か月児健診で訪れる親子に絵本を読み聞かせるほか、絵本等子どもの本を紹介する「絵本ふれあい事業」をブックスタートに準じた事業として促進に努めます。4か月児健診は、受診率が高く、4か月児健診での読み聞かせは、赤ちゃんが

生まれて親が感激している時で、子どもの本にふれあう良い機会でもあります。

また、保健センターのほか、「放課後児童会」「児童センター」「子育て支援センター」などにおいても、読み聞かせ活動を推進していきます。

2. 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 家庭、地域等における読書環境の整備

家庭で本を読んでもらった経験があり、家庭に本がある環境は、読書好きの子どもを育む割合が高いと言われています。

このように、家庭は、日常生活を通して子どもが読書習慣を形成していく上で重要な役割を担っています。

同様に、地域においても、子どもが身近に本と出会える環境が必要となります。

また、昨今、テレビや新聞等で子どもによる事件の発生が報じられていますが、事件を起こした子どもたちの中には、暴力等の過激な描写が含まれる雑誌やビデオを見ることによって、少なからず影響を受けた可能性があることが指摘されており、これらの雑誌やビデオが自動販売機等により、子どもたちが簡単に入手できるような状況もみられます。

【推進に向けての取り組み】

家庭、地域における読書環境の整備

家庭における良好な読書環境として、家庭での読み聞かせや本にふれる機会を多くもつよう、より一層の周知に努めます。

また、地域においても児童センター等の児童書の充実を図るとともに、指導員を対象とした講習会等の実施に努めます。

また、地区センター等でボランティアを中心にした「おはなし会」等の取り組みに努めます。

子どもの周囲の有害図書等の販売規制等の展開

近年、関係業界の自主的な努力により、子どもたちからの有害図書等の除去に寄与していますが、教育委員会では、今後とも関係機関、江別市青少年のための市民会議等の関係団体、PTA、ボランティア等の地域住民と相互連携して、有害図書等の子どもたちへの販売規制等を関係業界へ要請するなど、有害図書等の除去に努め、より良い読書環境の整備に努めます。

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や児童生徒に対する読書支援の場であり、児童生徒の知的活動を増進し、興味や関心等を呼び起こす「資料センター」としての機能を果たすとともに、自発的、主体的な学習活動を援助する「学習、情報センター」、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての機能を担うことが求められています。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、多様な学習活動が展開されるためには、学校図書館が学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

【整備・充実に向けての取り組み】

学校図書館の図書資料、施設の整備・充実

学校図書館は、学習指導要領において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」ことが明記されています。

学校図書館が「資料センター」「学習、情報センター」「読書センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うためには、学校図書館の機能の充実に向けた環境の整備や児童生徒の多様な興味や関心に応える魅力的な図書資料を整備・充実することが必要です。

「学校図書館図書標準」に定める標準冊数を達成するよう学校図書整備予算の確保に努め、子どもの発達段階に応じた図書の選書や整備を進めるほか、PTA、各種団体からの協力を得ながら、今後とも図書資料の着実な整備・充実に努めます。

また、施設面においても、今後とも児童生徒が快適に読書活動を行うことができるような環境の整備に努めます。

学校図書館の情報化

図書のバーコードによるデータベース管理を行っている学校

(平成18年度現在)

上江別小学校	東野幌小学校	大麻小学校
江別第二小学校	大麻中学校	江別第三中学校

学校図書館の情報化に向けて、小・中学校において書誌の情報データ（バーコード）の一元化の整備を図るため、年次計画を策定し、学校図書館コンピュータシステムの導入に努めます。また、物流を含めた学校図書館ネットワークシステムの構築を目指します。

このことにより、蔵書検索、図書の貸出し、返却、利用者管理等が迅速かつ効率的に行えるようになるとともに、さらに学校図書館ネットワ

ークシステムを構築することにより、他校の蔵書検索が可能となり学校間の相互貸借がスムーズに行えるようになり、情報図書館とのネットワークの相互活用が図られます。

学校図書館の活用を充実するための人的配置の推進及び（仮称）学校図書館支援センター推進構想の検討

学校図書館は、教育課程の円滑な実施を支える資料センターの機能を発揮しつつ、児童生徒が自ら学ぶ学習、情報センターの機能と豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を有しています。

司書教諭は、これらの学校図書館の機能の活用を図り、児童生徒の読書活動を推進していく上で中核的な役割を果たすものであり、平成15年度の学校図書館法の改正により、12学級以上の小学校12校及び中学校8校に司書教諭を発令しています。

今後とも、司書教諭の発令、学校図書館担当者の配置に努めるとともに、各学校では司書教諭、学校図書館担当者のみならず、全ての教職員の連携、協力のもとに学校図書館の活用の充実を図ります。

また、学校図書館の環境整備を支援するため、モデル事業として平成18年度から情報図書館の司書1名を小・中学校に派遣することとしており、引き続き事業の継続と派遣司書の複数化に努めるとともに、情報図書館本館内（仮定）に（仮称）学校図書館支援センターを置き、各学校に学校図書館補助員を配置し、支援センターとの連携、協力の下、学校図書館の効果的な活用、運営を図ることを目的とする（仮称）学校図書館支援センター推進構想の構築を目指します。

【子どものための読書環境整備事業（情報図書館司書派遣モデル事業）の支援内容】

- ・児童の読書相談への対応
- ・情報図書館の図書の利用
- ・学校図書館の分類等の整備、分類ラベルの作成と図書の整備
- ・学校図書館のディスプレイの工夫・変更
- ・購入図書、借受図書選定の協力
- ・「絵本の読み聞かせ」「ブックトーク」事業の企画実施への協力
- ・総合的な学習における参考図書の提供
- ・その他